

個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）第87条の規定に基づく保有個人情報開示の実施の方法について

1 文書又は図画に記録されている場合の閲覧の方法

(1) 文書、図画又は写真

当該文書、図画又は写真

(2) マイクロフィルム

当該マイクロフィルムを専用機器により映写したもの。ただし、これにより難しい場合にあつては、当該マイクロフィルムを日本産業規格A列3番（以下「A3判」という。）以下の大きさの用紙に印刷したもの

(3) 写真フィルム又はスライド

当該写真フィルム又はスライドを印画紙（縦89ミリメートル、横127ミリメートルのものに限る。以下同じ。）に印画したもの

2 文書又は図画に記録されている場合の写しの交付の方法

(1) 文書、図画又は写真

当該文書、図画又は写真を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したもの

(2) マイクロフィルム

当該マイクロフィルムをA3判以下の大きさの用紙に印刷したもの

(3) 写真フィルム又はスライド

当該写真フィルム又はスライドを印画紙に印画したものを複写機により用紙に複写したもの

3 電磁的記録に記録されている場合の開示の実施の方法

(1) 録音テープ又は録音ディスク

当該録音テープ又は録音ディスクを専用機器により再生したものの聴取

(2) ビデオテープ又はビデオディスク

当該ビデオテープ又はビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴

(3) 電磁的記録（（1）及び（2）に該当するものを除く。）

当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものの閲覧又は交付（市長が保有するプログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。）により行うことができるものに限る。）

※（1）から（3）までに定める方法により難しいときは、市長が適当と認める方法により行うことができる。

※（1）及び（2）の行政文書に不開示情報が記録されている場合は、開示しない。